

日本空港ビルグループサステナブル調達ガイドライン

日本空港ビルグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、公共性の高い旅客ターミナルの建設・管理運営を担う企業グループとしての使命を鑑み、「サステナビリティ基本方針」及び「日本空港ビルグループ調達方針」に則り、調達活動において、サプライチェーン全体を含む事業活動全般における環境課題や社会課題に留意し、公正で誠実な取引を行ってまいります。

本ガイドラインは、お取引先の皆さまに遵守いただきたい事項をまとめたガイドラインです。本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、法令や公正な企業慣行及び本ガイドラインを遵守して公正な事業活動を行うとともに、本ガイドラインの内容について、当社グループとの取引に関する自らのお取引先においても積極的な取り組みを促進いただけることを期待します。当社グループにおいても、本ガイドラインの内容を遵守してまいります。

なお、本ガイドラインの遵守状況について、アンケートや対話等による調査へのご協力及び改善のご検討をお願いさせていただくこともございますので、ご理解のほど、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

（公平・公正で誠実な取引の実施）

事業活動に関わる各国・地域の法令や公正な企業慣行を遵守し、公平・公正で誠実な取引を行います。

（1）競争法の遵守

各国の競争法など、公正な商取引に関する法令を遵守し、ステークホルダーと適切な関係性を維持します。

（2）汚職・贈収賄の防止

不適切な利益や不当な優遇措置の取得又は維持の目的で、政府機関、顧客、仕入先、その他の取引関係者に対して、金銭、物品、その他利益を供与し若しくはその申し出若しくは約束をする行為又は金銭、物品、その他利益を要求若しくは受領する行為を行いません。

（3）利益相反の防止

当社グループとの取引又は業務の遂行に際し、個人の利益が業務上の判断に影響を及ぼし、当社グループの取引の透明性・信頼性を損なうことのないよう、社員の利益と企業の利益が対立し公正な判断又は取引の公正性を損なう行為又はそのおそれのある行為を行いません。

（4）反社会的勢力との関係根絶

暴力、威力や詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力及び市民社会の秩序や安全に脅威を与えるその他の団体とは一切の関係を持ちません。

（5）個人情報保護・機密情報の漏洩防止

情報セキュリティを徹底し、個人情報や機密情報を適切に管理・保護します。

(6) 知的財産権の保護

知的財産権を尊重し、第三者の権利侵害をいたしません。

(7) コンプライアンスに係る相談・通報窓口の周知

当社グループにおける組織的な又は個人による違法・不正・反倫理的行為等の発生を防止するとともに、万一発生した場合において、当該事実を当社グループとして速やかに把握することにより、当社グループへの影響の極小化を図るため、当社グループは別紙に記載する「コンプライアンス通報窓口」を設置し、従業員等に周知します。

(安全性と品質の確保)

調達活動において高い安全性と品質を追求し、提供する商品・サービスに求められる信頼を確保するとともに、レジリエントなサプライチェーンを構築します。

(1) 製品・サービスの安全性の確保

製品・サービスの安全性に関する各種法令及び基準を遵守し、その安全を確保します。

(2) 製品・サービスに関する正確な情報提供

製品・サービスに関する正確な情報を提供します。

(3) 事業継続計画の整備

自然災害、気候変動、感染症の蔓延、テロ行為の発生など、不測の事態に備えた事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を整備し、事業及びターミナル運営に関連するサプライチェーン全体での継続性と旅客の安全の確保に努めます。

(人権の尊重)

国際的な人権に関する基準、法令及びガイドラインに則り、国際的に認められたすべての人権を尊重します。また、自社を含むサプライチェーン全体を通じた人権の尊重に努め、自社の事業活動が、お客さまや地域社会の人々などあらゆるステークホルダーの人権侵害の加担につながることをないよう十分に配慮します。

(1) 人権尊重と差別の排除

性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的身分、障がいの有無、性的指向、性自認などによる差別を禁止します。

(2) 強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働、又は本人の意に反する労働を強要しません。

自発的に就労を希望する人を雇用し、自由に離職できる権利を制限しません。

(3) 児童労働の禁止

各国の法令による就業の年齢に満たない児童に労働は行わせません。

(4) 非人道的な扱い及び不公正な処遇、ハラスメントの禁止

労働者に対する虐待、身体的懲罰、精神的・身体的強要、暴言による虐待などの過酷で非人道的な扱いを禁止します。また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント等のいかなるハラスメントも許容しません。

(5) 労働安全衛生

職場の潜在的なリスクを評価し、予防措置を講じ、労働者の安全を確保します。また、職場のあらゆる危険を特定し、従業員に伝達して教育・訓練を実施します。

(6) 労働者の健康管理

従業員の健康維持のために適切な健康管理を行い、労働災害の防止に努めます。

(7) 労働者への適切な賃金の支払い・労働時間の適正管理

法令に従い、適切な雇用契約を締結の上、適切な賃金を従業員に支払います。また、労働時間に関する法的要求項目を遵守するとともに、従業員の労働時間を適切に管理し、法令に定められた基準を満たす年次有給休暇を付与します。

(8) 結社の自由と団体交渉権

結社の自由と団体交渉権など国際的に認められた人権を尊重します。

(9) 救済へのアクセス

自社を含むサプライチェーン上における、当社グループの事業に関わる人権への負の影響を与える行為又はそのおそれのある行為であって、当社グループが原因を作出し若しくは助長する行為又は当社グループの事業、製品又はサービスに直接関連する行為に対し、早期対処及び直接救済が可能となるように、別紙に記載する「人権に関する社外通報窓口」について、自社の従業員及びその他サプライチェーン上の取引先を含むステークホルダーへ周知します。

(環境への配慮)

環境保全及び環境負荷低減に配慮した調達活動に努め、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出の抑制、廃棄物の抑制や資源循環などに取り組みます。

(1) 環境法令等の遵守

環境に関する法令や当社グループが定めたその他の要求事項を遵守します。

(2) 環境情報開示

ステークホルダーに対し、環境情報を適切に開示します。

(3) エネルギーの効率的利用と温室効果ガス排出量削減

省エネルギーをはじめ、エネルギーの効率的利用と使用量の削減に努め、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

(4) 資源の有効活用と廃棄物管理

水使用の効率化、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の推進など、あらゆる資源の有効利用に努め、省資源と廃棄物の排出量削減に取り組みます。また、廃棄物を適切に処理し、環境汚染を防止します。

(5) 責任ある調達活動の実施

調達活動に関しては、生物多様性の保全に配慮した認証品の取扱いなどを通じ、生物多様性の保全に配慮するとともに、環境への負荷ができる限り小さな資材、製品を調達します。

以 上

当社グループの設置及び利用する窓口について

当社グループは、本ガイドライン及びそれぞれ関連する方針・指針・規程等に則り、以下の窓口を設置及び利用いたします。

	コンプライアンス通報窓口	人権に関する社外通報窓口
主な通報内容	当社グループの役員・従業員が関係する法令・規則・規程等の違反等コンプライアンスに反する行為（※）	当社グループのサプライチェーン上における、人権への負の影響を与える行為又はそのおそれのある行為であって、当社グループが原因を作出し若しくは助長する行為又は当社グループの事業、製品又はサービスに直接関連する行為
通報できる方	当社グループと直接お取引のあるお取引先の業務の従業者等の皆さま（※）	当社グループのサプライチェーン上における当社のステークホルダーの皆さま
通報のしかた	「日本空港ビルグループ コンプライアンス基本指針（※）」の別紙「コンプライアンス通報窓口（通報制度）の利用について」をご参照ください。 ※ https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/files/ir/compliance.pdf	以下の URL より通報フォームへアクセスし、必要な情報をご提供ください。 JaCER 通報フォーム： https://jacer-bhr.org/application/index.html

【通報にあたっての注意事項】

1. 誠実な通報

通報は、正当かつ誠意あるものに限られ、客観的・合理的根拠に基づくものである必要があることとします。

2. 不正目的の通報の禁止

虚偽の内容、他人への誹謗中傷、不正な利益の取得、又は他人に損害を与える目的等の不正な目的による通報は避けてください。

【お取引先の皆さまへ】

以下の事項を遵守いただくようお願いいたします。

1. 調査への協力

調査に誠実に協力し、証拠資料等の提出要請等にも協力すること

2. 通報者等の情報の守秘

調査・対応上必要な場合及び法令に基づく場合その他正当な理由がない限り、本人の同意なく、通報者や調査協力者の氏名等、個人を特定されうる情報を他者に開示しないこと
また、調査・対応上必要な場合及び法令に基づく場合その他の正当な理由がない限り、通報の対象事案に関する一切の内容（事案の内容、事実関係調査内容及び対応結果等を含む）を

他者に開示しないこと

3. 通報者等への不利益取扱いの禁止

通報や調査への協力を理由として、通報者や調査協力者に対して報復を目的とした人事上の措置その他不利益取扱い（懲戒処分、不利益な配置転換等、その他業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置も含む）を行わないこと

4. 不利益取扱いがあった場合の適切な対応

万一不利益取扱いが行われた場合には、状況の回復のために適切な措置を講じること

5. 通報者等の特定・通報妨害の禁止

正当な理由なく、通報者や調査協力者である旨を明らかにするよう要求する行為その他これらの者の特定を目的とする行為をしてはならず、これらの者の探索を行わないこと

また、正当な理由なく、通報しない旨の合意をするよう求める等、通報を妨げる行為をしないこと

以 上